

延岡市社会教育功勞表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習の視点にたった社会教育の振興を図ることを目的として、表彰を行うに必要な事項を定めるものとする。

(表彰の部門)

第2条 表彰は、次に掲げる部門について行う。

- (1) 社会教育功勞者部門
- (2) 社会教育優良団体部門
- (3) 優良自治公民館部門

(推薦、選考及び決定等)

第3条 被表彰者の推薦は、社会教育関係団体及びその他適当と認められる団体によるものとする。

- 2 社会教育委員を選考委員とし、選考を行い、教育委員会が決定する。

(選考委員会の会議)

第4条 委員会に委員の互選により会長を置く。

- 2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、教育長が招集する。
- 3 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。ただし、第5条（委員の除斥）の規定による除斥のため3分の2以上に達しないときは、この限りではない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(委員の除斥)

第5条 委員は、被推薦者の選考に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、当該選考に参画することができない。

- (1) 委員が推薦者又は被推薦者か被推薦者の属する団体等の一員であるとき。
- (2) 委員が推薦者又は被推薦者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。）であるとき。

(表彰)

第6条 表彰は、延岡市教育委員会が表彰状並びに副賞を授与して行う。

(推薦書の提出)

第7条 推薦する者は、推薦しようとする候補者について、別に定める様式により推薦書を作成し、教育委員会に提出するものとする。

附則

この要綱は、昭和55年度に係わる社会教育関係表彰から適用する。

附則

この要綱は、昭和57年度に係わる社会教育関係表彰から適用する。

附則

この要綱は、昭和61年度に係わる社会教育関係表彰から適用する。

附則

この要綱は、平成元年度に係わる社会教育関係表彰から適用する。

附則

この要綱は、平成30年度に係わる社会教育功労表彰から適用する。

推 薦 の 基 準

1. 社会教育功労者部門

地域の自治公民館や社会教育関係団体その他社会教育の各分野において、その設立、運営指導等に積極的に活動し、その働きが継続的に特に顕著であり、生涯学習の観点にたち本市の社会教育の充実発展に寄与したと認められた者で、次の要件を備えるものとする。

- (1) 本市において、引き続き10年以上社会教育の振興のため企画、運営、指導に率先して当たった者であること。

ただし、公務員で本職として社会教育の指導に当たっている者は除くものとする。

- (2) 現在、社会教育の指導に熱意をもって当たっている者であること。

2. 社会教育優良団体部門

団体として活動、運営全般について顕著な実績を有し、生涯学習の観点にたち本市の社会教育の充実発展に寄与したと認められるもので、次の要件を備えるものとする。

- (1) 組織的に社会教育活動を行っていること。
- (2) 当該団体の行う活動の効果が地域の教育、文化の発展向上に寄与していること。
- (3) 設立後少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上している団体であること。
- (4) 推薦者は当該団体以外の団体とする。
- (5) 表彰後5年を経過したのちは、再度の表彰を妨げない。

3. 優良自治公民館部門

社会教育施設としての機能を発揮するとともに運営及び活動の全般について顕著な実績を有し、生涯学習の観点にたち本市の社会教育の充実発展に寄与したと認めるもので、次の要件を備えるものとする。

- (1) 自治公民館の行う社会教育の効果が、地域の教育、文化の発展向上に寄与していること。
- (2) 設置後少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上している施設であること。
- (3) 推薦者は当該自治公民館の属する地区公民館連絡協議会、もしくは延岡市公民館連絡協議会とする。なお、地区公民館連絡協議会が推薦者の場合は、延岡市公民館連絡協議会副申を必要とする。
- (4) 表彰後5年を経過したのちは、再度の表彰を妨げない。